

「あかん！くるまの不正改造！」

6月は「不正改造車排除運動」強化月間です

我が国の自動車保有台数は、令和2年10月末現在で8,200万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっていますが、昨年の交通事故による死者数は2,839人、負傷者数は約37万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、不正改造車については、交通の秩序を乱し、また、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっており、社会的にもその排除が強く求められています。

平成28年には大型車の速度抑制装置を改変したトラック運転手およびその装置の販売者、令和元年には大型トラックの荷台上部に「不正なあおり」を取り付けた運送事業者、令和2年には基準緩和処分を受けたトレーラを不正に改造した運送事業者が道路運送車両法違反で書類送検される事案も発生しました。

これらの事例以外にも自動車の窓ガラスへの着色フィルムの貼付・装飾板の設置、誤認を招くような灯火の色の変更、無許可での回転灯の取り付け、大型トラック用リアバンパの切断・取外し、騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着等、不正改造を施された車両は国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が重要な課題として取り組みを進めてきました。

国土交通省では、令和3年度も、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、近畿運輸局においては特に6月を「不正改造車排除強化月間」として、一層強力に取り組むこととします。

皆様もぜひ、この機会に自動車の不正改造防止についての理解を深めていただき、その排除とともに「自動車の不正改造をさせない環境」作りにご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

この期間中、近畿運輸局が中心となって、次のような行事が展開されます。

- ① 不正改造に関する認知度を高めるための広報活動の推進
- ② 不正改造車を対象とした街頭検査及び指導の実施
- ③ 不正改造の防止に関する研修会及び講習会の開催
- ④ 不正改造車に重点をおいた監査及び査察の実施
- ⑤ 不正改造車に関する情報の収集及び調査

当協会としても、この運動の趣旨に賛同し、積極的に協力することとしましたので、会員各位におかれては、特に次の事項に留意され、不正改造車の排除に努めて下さい。

記

- ① 「不正改造車排除運動」のポスター等は運動期間以降も継続して掲示すること。
- ② 保安基準に適合する車両を使用すること。
- ③ 登録後に車両の改造が必要となった場合、自動車整備事業者、自動車販売店に相談し、正規の手続きを行い、不正な二次架装の防止を徹底すること。
- ④ 運転者に対し、本運動の主旨、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項等について指導し、不正改造防止の徹底を図るとともに、速度制限装置の不適切な取り外し及び規格外の不正な軽油を使用するなどによるディーゼル黒煙の悪化の防止、騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し又は基準不適合マフラーの装着についても周知・指導を行うこと。
- ⑤ 運動実施責任者を選任するとともに、従業員等の車両を含む所有車両、整備実施体制及び管理体制等について点検を行うこと。
- ⑥ 保安基準の緩和車両は保安上の制限（積載物品等の制限）を遵守して使用すること。
- ⑦ 不正改造車等に関する情報・ご相談・お問い合わせは、
近畿運輸局 （06）－6949－6453 不正改造車・黒煙相談窓口
大阪運輸支局 （072）－822－4374 不正改造車・黒煙相談窓口
で受付けています。（受付時間 午前9時～午後5時）

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無		社用車	無	有(台)
			従業員車両	無	有(台)
			販売車両	無	有(台)
			その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。